

2025 年 10 月 25 日

一般社団法人聖路加看護学会看護実践科学研究助成基金
2026 年度「研究助成」募集要項

1. 研究助成の趣旨

本研究助成は、看護実践科学研究の推進を目指し、看護実践の向上と看護学の発展に寄与することを目的とする。

2. 研究助成の対象

助成の対象者は、看護実践科学研究を志向する個人またはグループとする。研究代表者（申請者）は、本学会の会員とする。なお、申請にあたっては、研究代表者が当該年度の年会費を支払っていることを条件とする。

3. 助成対象研究のテーマ

看護実践の向上に寄与すると考えられる研究課題を対象とする。

4. 助成額

助成額は、総額 40 万円とする。助成件数は 1～3 件程度で、1 件の上限額は 40 万円とするが、研究の内容によっては助成額を調整することがある。

研究助成金は、決定時から 2027 年 3 月末までに執行し、会計報告を行う。

助成金は、研究計画書（申請書）の記載通りに使用することを原則とし、使途は、研究に要する経費（備品費、消耗品費、旅費、謝金、その他（郵送費、印刷製本費、会議費等））とする。

5. 募集期間

2025 年 12 月 1 日（月）～2026 年 1 月 30 日（金）（必着）

6. 申請手続き

- （1）本学会所定の申請書に必要事項を記入し、正 1 部を事務局まで郵送する。なお、提出された申請書は返却しない。
- （2）申請書は学会ホームページよりダウンロードし、ワープロまたは手書きで記入する。
【Word Windows 版】【PDF ファイル（手書き用）】

7. 審査及び選考

- （1）助成対象研究の選考は、本学会の看護実践科学研究助成基金選考委員会で選考基準に基づき行い、理事会で決定する。
- （2）選考基準は、A 研究内容（目的・意義、独創性、看護実践への貢献度、研究助成の適切性）、B 研究計画（研究計画の妥当性、研究遂行能力、研究倫理・人権の保護）
C.研究経費の妥当性である。詳細は別表参照

尚、採択通知受領後、1 年間で研究を遂行することになるため、すぐに取りかけられる具体的な研究計画書の提出が求められる。研究計画書には、研究対象となる看護実践に関する既存研究の検討内容も含める。

8. 採否の通知と支給

- （1）選考結果の承認後は速やかに研究助成申請者への採否の通知を書面にて行う。
- （2）研究助成金は、受諾の誓約書を受領した後に送金する。

(3) 研究助成金の送金先は、日本国内の銀行口座に限る。

9. 研究成果の報告と公表

- (1) 採択となった研究は、2027年3月末日までに実績報告書を提出し、2027年度聖路加看護学会学術大会で発表し、2029年3月末日までに聖路加看護学会誌に投稿しなければならない。
- (2) 研究を継続できなくなった場合、およびやむを得ない理由で定められた期限までに実績報告書の提出、聖路加看護学会学術大会での発表、聖路加看護学会誌に投稿できない場合は、速やかに理事長に書面で報告しなければならない。
- (3) 定められた期日内に研究成果の公表と報告が行われない場合は、理事会における審議を経て、助成金の返還などの対応を求めることがある。

10. 申請書の宛先および連絡先

一般社団法人聖路加看護学会 学術交流委員会（担当：松本文奈・山本真実）
〒104-0044
東京都中央区明石町 10-1 聖路加国際大学内
Tel 03-3543-6391（代表）

*封筒に「研究助成申請書在中」と朱書きすること。

*連絡（問い合わせ）は、メールにて受け付ける。

専用アドレス slnr-gk@slcn.ac.jp

別表 選考基準

項目		基準
A. 研究内容	1) 目的・意義	研究目的及び意義が明確に記述されていること
	2) 独創性	研究内容が独創的であること
	3) 看護実践への貢献度	看護実践への貢献が期待できること
	4) 研究助成の適切性	本研究助成の趣旨に照らし、適切であること
B. 研究計画	1) 研究計画の妥当性	研究計画は当該研究の目的を達成するために適切であること
	2) 研究遂行能力	研究の遂行及び成果をあげると期待できること
	3) 研究倫理・人権の保護	研究倫理および人権の保護に対する配慮が適切であること
C. 研究経費	1) 研究経費の妥当性	研究経費の使途及び予算が妥当であること